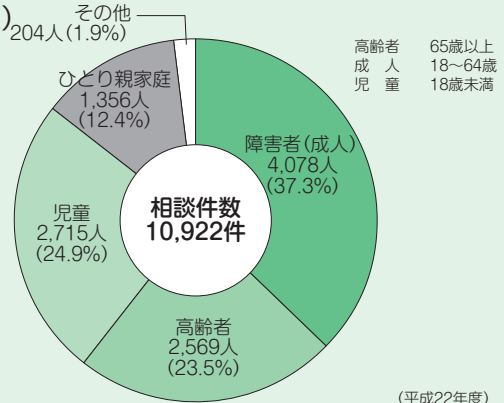


# 福祉・保健

## ◆福祉と保健の相談の内訳(磯子区)

福祉と保健の相談窓口では、ケースワーカー・保健師が連携して、高齢者(介護保険・一般行政サービス・訪問指導・介護予防等)、障害者(身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛の手帳・手当・補装具等)、児童(保育所等)、ひとり親家庭(児童扶養手当・母子生活支援施設・修学資金貸付等)など様々な相談に応じています。



## ◆民生委員・児童委員活動件数(磯子区)

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神を持って地域住民からの様々な相談に応じ、必要な援助を行うことで地域福祉に寄与しています。

(平成22年度)

活動項目		年間取扱件数(件)	相談支援に占める割合(%)
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	4.8
		介護保険	2.9
		健康・保健医療	34.4
		子育て・母子保健	2.4
		子どもの地域生活	3.9
		子どもの教育・学校生活	3.8
		生活費	1.6
		年金・保険	0.6
		仕事	0.4
		家族関係	3.9
		住居	2.0
		生活環境	4.4
		日常的な支援	19.7
		その他	15.1
		計	100.0
分野別	高齢者に関すること	78.6	
	障害者に関すること	3.1	
	こどもに関すること	10.1	
	その他	8.3	
計		11,340	100.0

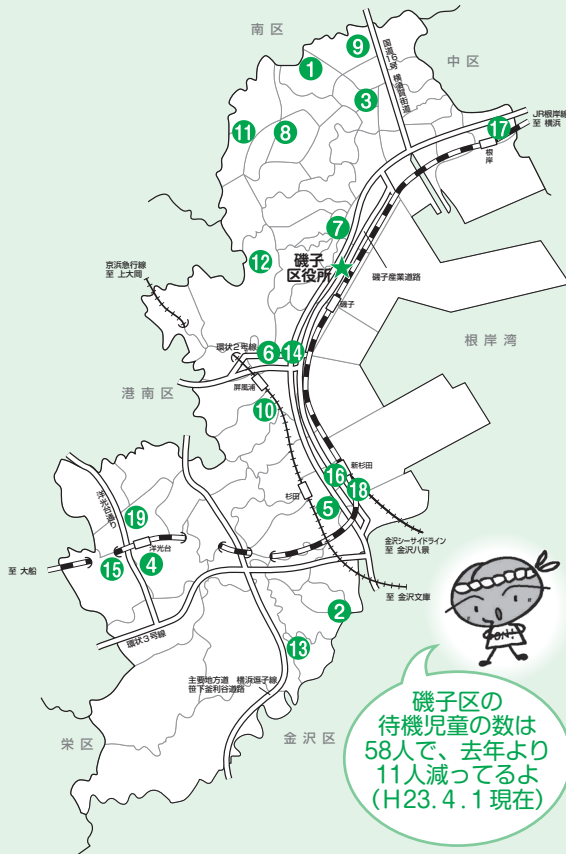
※項目は厚生労働省報告例によります。

(磯子区福祉保健課)

## ◆子育て

### 〈区内の保育所〉

保育所は、保護者が働いていたり、病気などで乳幼児を日中保育できないときに保護者に代わって保育する児童福祉施設で、区役所こども家庭支援課が入所を決定しています。磯子区内には4か所の公立保育園と15か所の民間保育園があります。



磯子区の  
待機児童の数は  
58人で、去年より  
11人減ってるよ  
(H23.4.1現在)

またその他の保育サービスとして、横浜保育室（認可外保育施設のうち、施設基準や保育料・保育時間等について横浜市が独自に設けた基準を満たした施設で、横浜市が助成している施設）や家庭保育福祉員（産休明け児から3歳未満児までを対象に、保護者が仕事や病気等で昼間お子さんを保育できないときに、福祉員の自宅で、少人数の家庭的な雰囲気の中で保育する）といった制度もあります。磯子区内には横浜保育室が5施設、家庭保育福祉員が3名います(平成23年12月1日現在)。

### 入所状況一覧

(平成23年4月1日現在)

	名称	定員 (人)	入所者数 (人)
公立	1 滝頭保育園	60	53
	2 杉田保育園	60	58
	3 東滝頭保育園	104	107
	4 洋光台第二保育園	102	108
民間	5 杉田幼児園	127	121
	6 森幼児園	80	77
	7 日枝幼児園	110	89
	8 岡村幼児園	110	113
	9 横浜ナーサリー	140	138
	10 屏風ヶ浦保育園	90	104
	11 金剛保育園	140	158
	12 汐見台愛育園	75	89
	13 つくしんぼ保育園	45	52
	14 ベガサスわくわくランド	60	67
	15 洋光台中央福澤保育センター	90	106
	16 新杉田のびのび保育園	120	133
	17 根岸星の子保育園	60	76
	18 アスク新杉田保育園	40	40
	19 洋光台保育園	60	66
計		1,673	1,755

(磯子区こども家庭支援課)

### 〈母子家庭健康手帳交付数・乳幼児健診受診者数(磯子区)〉

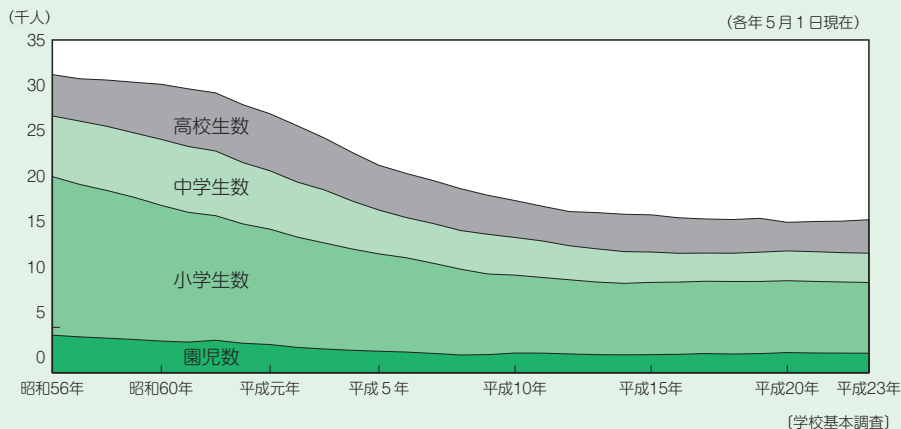
乳幼児健診では、心身の発達のチェックや疾病異常の早期発見に努めるとともに、保健指導・栄養指導を行っています。また必要に応じて経過観察によって乳幼児の健康増進にも取り組んでいます。

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
母子家庭健康手帳交付数		1,619	1,544	1,446
4 か月児	受診者数／対象者数	1,434／1,496	1,372／1,432	1,277／1,330
	受診率	95.9	95.8	96.0
1 歳 6 か月児	受診者数／対象者数	1,321／1,414	1,403／1,466	1,373／1,444
	受診率	93.4	95.7	95.1
3 歳児	受診者数／対象者数	1,285／1,362	1,199／1,286	1,285／1,369
	受診率	94.3	93.2	93.9

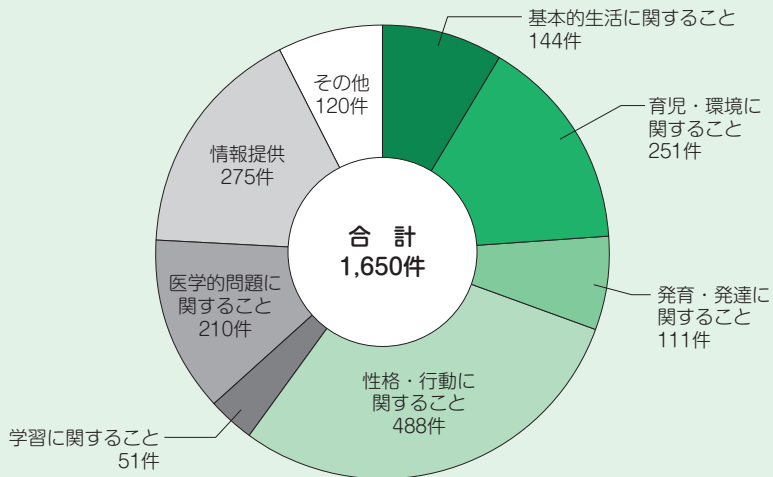
(磯子区こども家庭支援課)

### 〈園児・児童・生徒数の推移(磯子区)〉

平成23年は園児2,052人、小学生7,435人、中学生3,085人、高校生3,519人、合計16,091名となっており、ピーク時(昭和56年、合計31,357名)と比べてほぼ半減しており、明らかな少子化傾向が見られます。



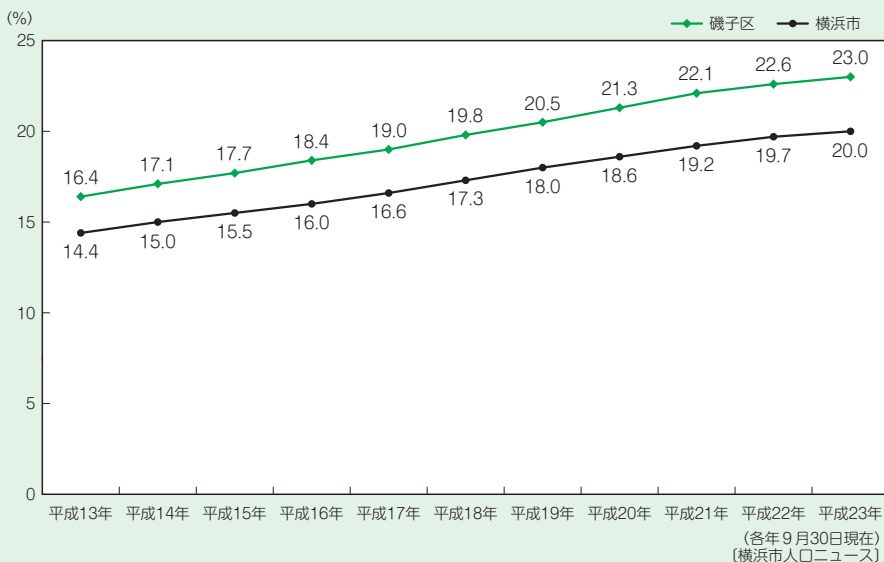
### 〈子供家庭支援相談事業の相談実績(磯子区)〉



(平成22年度)  
〔磯子区子ども家庭支援課〕

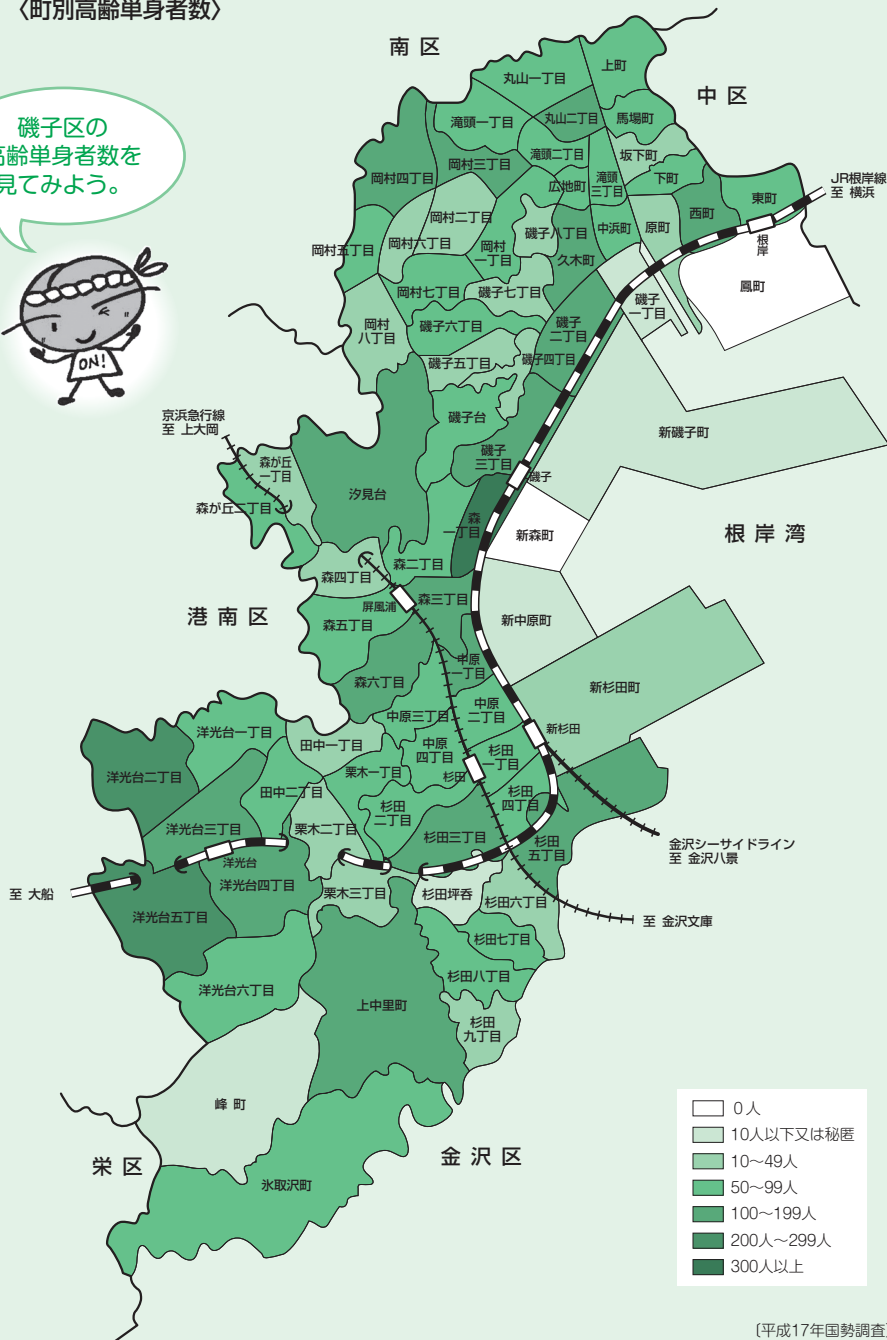
## ◆高齢者

### 〈高齢化率の推移(横浜市・磯子区)〉



〈町別高齢単身者数〉

磯子区の高齢単身者数を見てみよう。

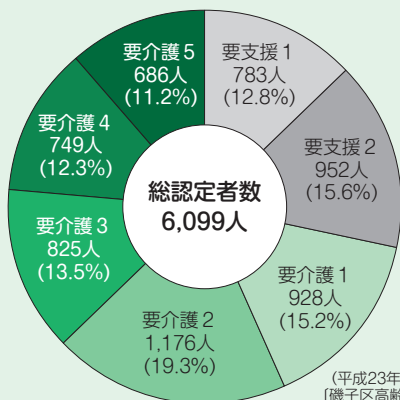


□	0人
□	10人以下又は秘匿
□	10~49人
□	50~99人
□	100~199人
□	200人~299人
□	300人以上

(平成17年国勢調査)

## 〈要介護認定者の状況(磯子区)〉

老後の最大の不安になっている高齢者の介護を社会全体で支えていくために設けられたのが介護保険制度です。介護保険のサービスを利用するためには介護を必要とする状態にあるかどうかについて、区役所に認定の申請をして要介護の認定を受ける必要があります。



(平成23年3月31日現在)  
(磯子区高齢・障害支援課)

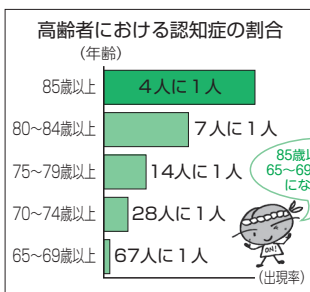
## コラム8

# 認知症について

～2,340人！認知症サポーター～

**認知症とは**、さまざまな原因によって後天的に知能が低下する脳の病気です。

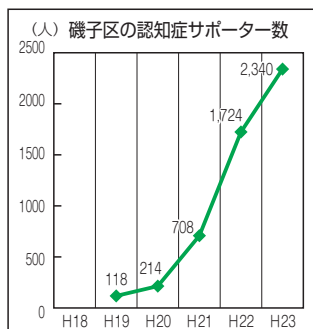
日本人の平均寿命が著しく伸びていることに伴い、認知症の高齢者も年々増加しています。その結果、85歳以上の4人に1人が認知症と言われています。しかし、認知症に対する正しい理解はまだ十分とは言えません。周りの人々が認知症を正しく理解し支援する事で、本人はもちろんの事、家族の不安や負担も軽減し、虐待などを減らす事にもつながるのです。



出典：平成4年2月老計第29号、老健14号

## 磯子区の認知症サポーター数 2,340人

「認知症サポーター」とは、認知症サポーター養成講座を受講して認知症を正しく理解し、身近に認知症の方がいる場合にはそっと見守り手助けする応援者のことです。何か特別な事をする人たちではありません。認知症サポーターが地域に大勢いることが、認知症の人や認知症の人の家族にとって安心して暮らせる街の一步につながると考え、認知症サポーターを育成しています。

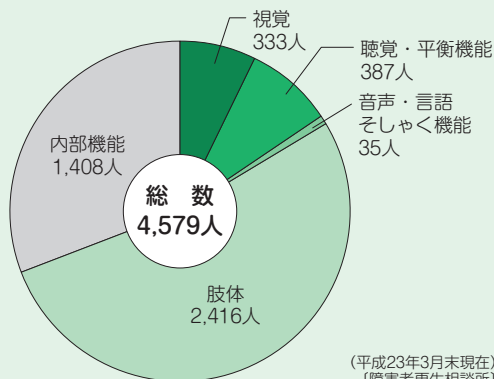


## ◆障害者

障害のある方の手帳は3種類あります。各手帳をお持ちの方は障害の種類や程度に応じて在宅生活の支援や外出の支援、手当等各種制度を利用できます。

### 〈身体障害者手帳所有者数(磯子区)〉

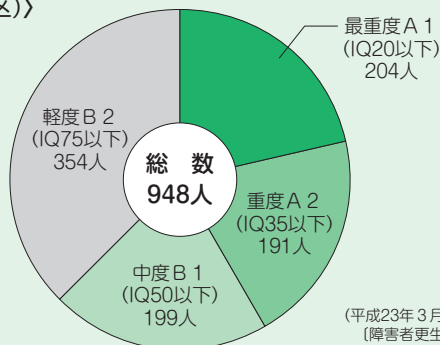
手帳の交付対象となるのは、視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、内部機能に永続する障害があり障害等級表に該当する方で、障害の程度により、1級から6級までの区分があります。



(平成23年3月末現在)  
〔障害者更生相談所〕

### 〈愛の手帳(療育手帳)所持者数(磯子区)〉

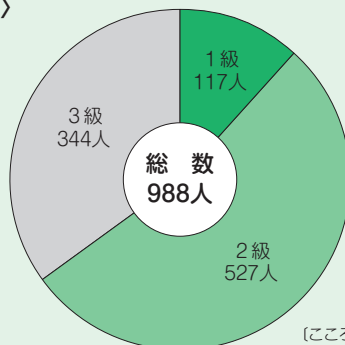
手帳の交付対象となるのは、児童相談所または横浜市障害者更生相談所で知的障害と判定された方で、障害の程度によって4段階に区分されます。磯子区内の愛の手帳所有者は全体で948人ですが、そのうち341人(36.0%)が18歳未満です。



(平成23年3月末現在)  
〔障害者更生相談所〕

### 〈精神保健福祉手帳所持者数(磯子区)〉

手帳の交付対象となるのは、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方で、障害の程度によって1級から3級までに区分されます。磯子区内の精神保健福祉手帳の所有者は988人で、年々増加傾向にあります。

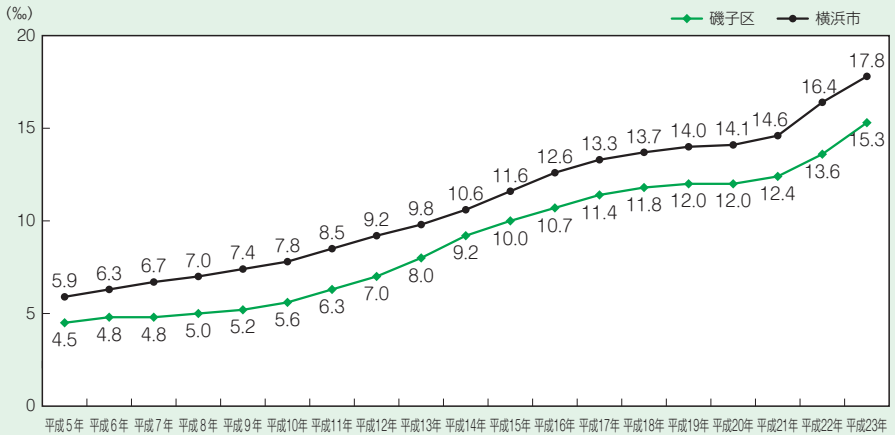


(平成23年3月末現在)  
〔こころの健康相談センター〕

## ◆生活保護

### 〈保護率の推移(横浜市・磯子区)〉

平成22年度末の生活保護率(人口1,000人当たりの生活保護者数)は、横浜市の平均(17.8%)よりは低いものの、平成元年以降で一番低かった平成5年(4.5%)と比較すると3.4倍になっています。



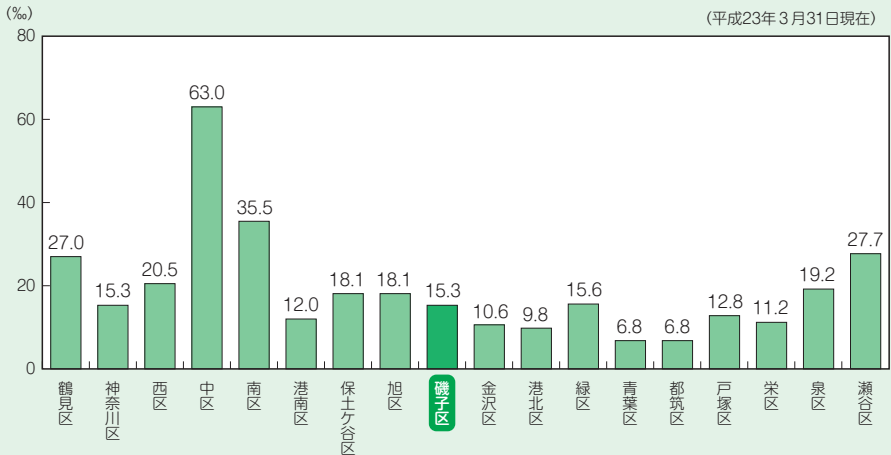
※保護率(%)=被保護人員/人口×1,000

(各年3月末日現在)  
(磯子区保護課)

磯子区的生活保護について  
みてみよう。



### 〈区別保護率〉



(平成23年3月31日現在)

(磯子区保護課)



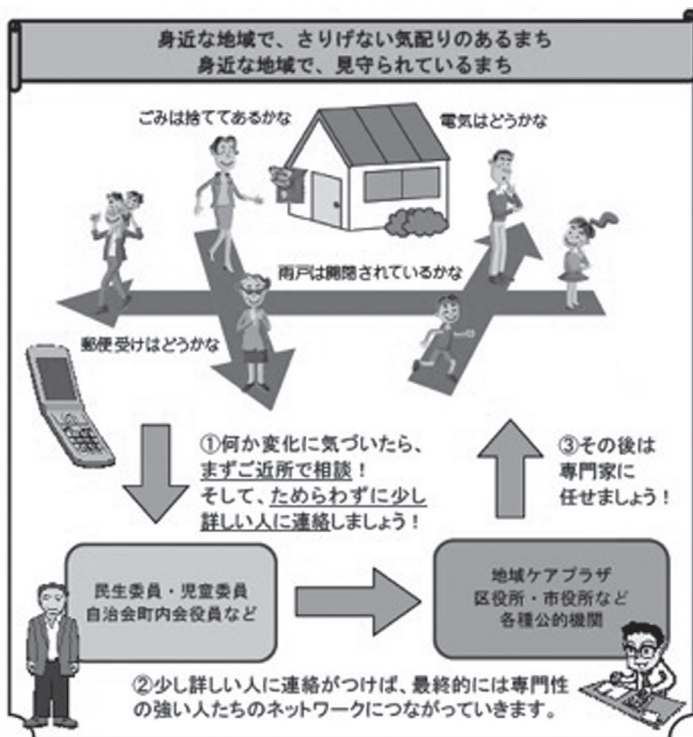
～誰もが幸せに暮らせるまちをめざして～

# スイッチON磯子II

第2期磯子区地域福祉保健計画



地域福祉保健計画は、地域に暮らす誰もが幸せに暮らせるように区民・地域団体・関係機関・区役所・社会福祉協議会などが力を合わせて地域で支えあえる関係をつくることを目的とした計画です。平成23年4月から始まった第2期計画では、『身近な地域でのつながり』や『さりげない気配りや見守り』といった考え方が大切になると考えています。



この第2期計画を分かりやすく進めるために、磯子区内の全ての地区の皆さんに取り組んでいただきたい2つの共通テーマを設定しました。この共通テーマを中心とした地域の取組を磯子区役所・磯子区社会福祉協議会(略称：区社協)は積極的に支援していきます。

**共通テーマ1 地域の支え合いの推進**

**共通テーマ2 災害に備えた要援護者の地域でのサポート体制づくりの推進**